

◎岡山県告示第四百二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

- (1) 新見市足見字横手平八四一番の一部、八四二番の一部、八四五番の一部、八四七番の一部、八八六番の一部、八八七番の一部、八八八番の一部、八八九番の一部、八九〇番の一部、八九一番の一部、八九二番の一部、八九四番の一部
- (2) 新見市足見字横手平八三九番の一部、八四〇番、八四一番の一部、八四二番の一部、八四五番の一部、八四七番の一部、八五二番の一部、八五八番の一部、八五九番の一部、八六〇番の一部

二 備考

- 1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一の区域については、平成二十八年五月三十日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。